

沖労委平成28年(不)第3号・平成29年(不)第1号事件

当事者	申立人（組合）			被申立人（使用者）		
	X ₁ 組合 組合員数：約11,000人 X ₂ 組合 組合員数：1人（申立て時）			Y法人 業種：医療、福祉 従業員数：20人		
申立年月日	平成28年事件：平成28年8月15日 平成29年事件：平成29年3月22日		終結年月日	平成30年11月30日		
所要日数	平成28年事件：838日 平成29年事件：619日		終結区分	全部救済		
審査状況	調査回数	8回	審問回数	1回	和解協議回数	—
審査委員	井村 真己	参与委員	(労)東盛 政行	(使)山城 勝		
請求する救済の内容	1 X ₂ 組合のA執行委員長に対する平成27年8月及び平成28年8月の懲戒処分の取消し					
	2 A執行委員長の平成27年9月及び平成28年9月の契約更新に際しての人事考課をやり直し、その結果算出された賃金と既に支払われた賃金との差額の支払					
	3 A執行委員長の平成27年12月及び平成28年6月の賞与に係る人事考課をやり直し、その結果算出された賞与の支払					
	4 謝罪文の掲示					
	労働組合法第7条 該当号		第1号、第3号			
当事者の主張の要旨						
<p>【申立人】</p> <p>法人が、施設入居者の転倒事故の原因がX₂組合のA執行委員長の注意義務違反にあるとして科した出勤停止3か月及び譴責の懲戒処分は重過ぎ、懲戒権の濫用にあたる。</p> <p>また、平成27年9月及び平成28年9月の契約更新時に法人がA執行委員長の賃金を一方的に引き下げた行為は、法人が労働組合を嫌悪し、組合員であるが故に行った労働条件の不利益変更である。</p> <p>さらに、法人は、平成27年12月及び平成28年6月の賞与について、A執行委員長のみ人事考課を不当に低く評価し、支給しなかった。</p> <p>法人によるこれらの行為は、労組法第7条第1号及び第3号の不当労働行為に該当する。</p> <p>【被申立人】</p> <p>A執行委員長に対する懲戒処分は、施設入居者の転倒事故に関する同人の情状が悪質であるから行ったものであり、組合嫌悪によるものではない。</p> <p>また、A執行委員長の平成27年9月及び平成28年9月の契約更新時の賃金引下げは、同人の業務怠慢又は人事考課の評価結果が著しく低かったことによるものであり、使用者の裁量に基づく正当なものであるし、同人は賃金引下げに合意した。</p> <p>同様に、平成27年12月及び平成28年6月の賞与に係るA執行委員長の人事考課も公正に行った。したがって、これらの行為は、労組法第7条第1号及び第3号の不当労働行為に該当しない。</p>						
経過及び主文						
<p>【経過】</p> <p>平成28年事件は、平成28年8月15日の申立て後、平成29年3月30日までに委員調査を4回実施した。</p> <p>平成29年事件は、平成29年3月22日の申立て後、同月30日に第1回委員調査を実施し、その際、両事件の審査の併合を決定した。併合後、委員調査を4回、審問を1回実施し、平成30年10月18日第391回公益委員会議において申立人の請求に係る救済の全部を認容する命令を発した。その後、当事者双方に対し命令書の写しを交付し、本件は終結した。</p> <p>【主文】</p> <p>1 被申立人は、申立人X₂組合組合員Aに対して行った平成27年8月31日付け懲戒処分がなかったものとして取り扱い、同懲戒処分がなければ支給されるはずであった給与相当額を、同人に対し、支払わなければならない。</p> <p>2 被申立人は、上記Aの平成27年9月及び平成28年9月の労働契約更新時の降給がなかったものとして、平成27年9月から平成29年8月までの同人の基本賃金の月額について、平成26年9月から平成27年8月までの基本賃金の月額と同額とし、既に支給した額との差額を、同人に対し、支払わな</p>						

ければならない。

- 3 被申立人は、平成27年12月の上記Aに対する賞与について、被申立人の賞与の計算式により、掛率を1.0、支給率及び査定率を100パーセントとして算出して得た額を、行事不参加の回数に応じた減額を行うことなく、同人に対し、支払わなければならない。

この場合、同年9月に基本賃金の降給はなかったものとして計算しなければならない。

- 4 被申立人は、平成28年6月の上記Aに対する賞与について、被申立人の賞与の計算式により、掛率を1.0、支給率及び査定率を100パーセントとして算出して得た額を、同人に対し、支払わなければならない。

この場合、平成27年9月に基本賃金の降給はなかったものとして計算しなければならない。

- 5 被申立人は、上記Aに対して行った平成28年8月19日付け懲戒処分がなかったものとして取り扱わなければならない。

- 6 被申立人は、本命令書を受領した日から15日以内に、別紙記載の内容を、縦80センチメートル横55センチメートル（新聞紙2頁大）の白紙に、楷書かつ黒色インクにて明瞭に記載し、被申立人施設の正面玄関の職員が見やすい場所に、10日間掲示しなければならない。